

日本学生支援機構の給付奨学金及び貸与奨学金の選考における
支給額算定基準額及び貸与額算定基準額の算定のための課税証明書の見方(2026年度版)

【この資料は、2026年度に申し込む予約採用、秋の在学採用(給付・貸与の始期が10月以降のもの)、給付奨学金の適格認定(経済)向けです。それより前の申込みは、2025年度版をご覧ください。】

令和8年度(令和7年分) 市・県民税 所得・課税証明書(例)

①

第 〇〇〇 号

納税義務者

住所

氏名

■■■県▲▲市市谷本村町10ー7

機構 次郎

②

生 年 月 日

昭和51年4月1日

③

合計所得金額

③

2,587,200 円

所得の内訳

給与所得

雑所得

事業所得

不動産所得

譲渡所得

一時所得額

【以下余白】

給与収入

公的年金収入

繰越控除

④

2,587,200 円

【備考】

所得控除合計額

1,658,050 円

所得控除の内訳

控除対象配偶者

配偶者特別控除

扶養親族

④

扶養障害者

③

本人該当

⑤

特定親族特別控除

雑損

医療費

小規模企業共済等掛金

社会保険料

生命保険料

地震保険料

16歳未満扶養親族

④

1 人

課税標準額

⑤

929,000 円

課税標準の内訳

課税総所得金額

課税山林所得金額

【以下余白】

市 県 民 税

市民税

県民税

税額控除前所得割額

74,320 円

18,580 円

(税源移譲前)

(55,740 円)

(37,160 円)

税 額 控 除

調整控除額

⑤

6,000 円

(税源移譲前)

(4,500 円)

(3,000 円)

住宅借入金等特別税額控除額

0 円

0 円

(税源移譲前)

(0 円)

(0 円)

寄附金税額控除額

0 円

0 円

(税源移譲前)

(0 円)

(0 円)

【以下余白】

税 額 調 整 額

⑤

0 円

0 円

減 免 前 所 得 割 額

68,300 円

17,000 円

減 免 税 額

0 円

0 円

所 得 割 額

68,300 円

17,000 円

(税源移譲前)

(51,200 円)

(34,100 円)

均 等 割 額

4,000 円

1,000 円

市 県 民 税 額

90,300 円

上記について相違ないことを証明する。

令和8年7月1日

■■■県▲▲市長

市谷 太郎

⑤

長▲■■
乃▲■■

上記の課税証明書は一例であり、特定の市町村のものではありません。課税証明書(自治体によっては「所得証明書」)の書式は自治体によって大きく異なります。自治体により、例に記載されている項目が存在しなかったり、名称が異なったりする場合があります。ただし、「所得のみ記載されている証明書」や「税額のみ記載されている証明書」では、支給額算定基準額や貸与額算定基準額は算定できません。本資料では、支給額算定基準額や貸与額算定基準額の計算方法は示していません。計算を行うには、別途公開している「支給額算定基準額 及び 貸与額算定基準額の計算手順(確認シート)」(以下、単に確認シートといいます。)をご覧ください。

上記の例では、各算定基準額の算定に直接用いない項目は、背景をグレーで表示しています。なお、下記は令和8年度(2026年度)の税情報を用いた見方です。

- ① 課税証明書の「年度」は、「その年度の前の年の収入」に関するものです。奨学金に申し込んだ時期や適格認定の時期により、審査で参照する年度は異なります。
- ② 氏名が生計維持者または申込者(奨学生)本人(大学院の場合で本人に配偶者がいる場合、その配偶者)のものである必要があります。
- ③ 合計所得金額は、各所得を合算した額です。
本人該当の区分は、その人が税法上の「障害者控除」「寡婦控除」又は「ひとり親控除」の対象であるか、又は未成年であることを示しています。
なお、「本人該当」の「本人」は課税証明書の氏名の方を指します。また、自治体によっては、未成年かどうかは区分に掲載されない場合があります。
このとき、未成年かどうかの判定は、生年月日を参照したうえで、課税証明書の年度の初日の属する年の1月1日(上記の例では、2026年1月1日)になされています。
区分が「障害者」「寡婦又はひとり親」「未成年」のいずれかに該当し、合計所得金額が一定(確認シート参照)以下であれば、その人の算定基準額が0円になります。
- ④ 総所得金額等が扶養親族の数に応じた一定の額(確認シート参照)以下である場合、その人の算定基準額が0円になります。
★ 扶養親族の数とは、以下の合計です。
・控除対象配偶者(自治体によっては「同一生計配偶者」表記)に一般または老人またはその他の同一生計配偶者が該当している場合、1人。
・扶養親族の、特定と老人とその他(自治体によっては「一般」)の人数の合計。なお、老人の同居は内数なので合算しないでください。
・16歳未満扶養親族の人数。
なお、「総所得金額等」が記載されていない場合、「合計所得金額」から「繰越控除」(繰越損失)を差し引いた額が「総所得金額等」です。
繰越控除がない場合、総所得金額等と合計所得金額は同額です。総所得金額等の記載がある場合、繰越控除は使いません。
- ⑤ 支給額算定基準額や貸与額算定基準額の計算には、主に、課税標準額や調整控除額等を用います。計算方法は確認シートを参照してください。
・課税標準額について
所得割額の基礎となる金額で、総所得金額等から所得控除合計額を差し引いたものを指します。これに税率をかけたものが所得割になります。
課税標準額が明示されていない場合、課税証明書中の「課税〇〇所得金額」(分離課税によるものも含む。)の合計額が課税標準額です。
・調整控除額について
平成19年度に国から地方への税源移譲があった際、納税者の負担が増加しないよう、控除が設けられたものです。
算定基準額の算定に必要なものは、地方税法第314条の6に基づく市町村民税の調整控除額です。
都道府県民税分は参照しません。また、政令指定都市では「税源移譲前」の項目が付記されている場合がありますが、これも参照しません。
・調整額(税額調整額)について【給付奨学金のみ】
所得割額には非課税となる所得の限度が設定されており、所得がその限度以下であると非課税となります(上記④)。
④の「一定の額」を少し超える程度の所得の人は所得割額を課税されますが、この際、納税後の実質的な所得が④の「一定の額」を下回る場合があります。
そのようなことが生じないよう、④の「一定の額」を少し上回る所得の方については、所得割額から一定の額を控除し、調整することとなっているものです。
支給額算定基準額の算定に必要なものは、地方税法附則第3条の3第5項に基づく市町村民税の調整額です。
都道府県民税分は参照しません。また、政令指定都市では「税源移譲前」の項目が付記されている場合がありますが、これも参照しません。
当該項目が存在しないなど、記載されていない場合には、0円として扱います。自治体によっては、備考欄等に記載されている場合もあります。

- 上記の例を用いた給付奨学金の支給額算定基準額の具体的な計算方法(この証明書の発行者[課税者]▲▲市は政令指定都市とします。)
- (1) 上記③の基準については、障害者・寡婦又はひとり親・未成年のいずれでもなく、合計所得金額が135万円を超えるので、該当しません。
- (2) 上記④の基準については、「一定の額」は182万円(＝35万円×(1+3人)+32万円+10万円)となりますが、総所得金額等のほうが多いので、該当しません。
- (3) 上記③④の基準に当てはまらなかったため、上記⑤により計算すると、支給額算定基準額は51,200円((929,000円×6%-(6,000円+0円)×3/4=51,240円)から100円未満を切り捨て)になります。

※ 貸与奨学金の貸与額算定基準額は、上記のうち調整額を確認せず、多子世帯控除・ひとり親控除・私立自宅外控除を適用します（大学院を除く）。